

都区協議会における区長会会長発言要旨（平成30年2月1日）

今年度の都区財政調整協議は、平成30年度税制改正において、都区双方が大幅な減収となる地方消費税の清算基準の見直しが行われ、また今後、更なる地方法人課税の見直しも検討するとされるなど、都区を取り巻く財政環境が厳しい中での協議となった。

私どもは、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断をして、現行の配分割合である55%のもとでの対策を講ずるべく協議に臨んだ。

協議の結果、区側の提案事項について、清掃費の見直しや国保制度改革に伴う国民健康保険事業助成費の見直しなど、相当程度反映できることとなった。これは、都区双方の努力の成果だと考えている。

一方で、協議の中で今後の課題となったものも多々ある。

特別交付金の割合の引下げや減収補填対策、都市計画交付金の改善については、区側から新たな視点での提案をしたにもかかわらず、都側からは今回も前向きな見解は示されず、実質的な協議が行われなかった。

また、初めて提案した児童相談所関連経費については、区側では、政令指定を受け、法に基づき設置した場合、当該区における都の権限は区に移るため、当然に財調算定し、都区の役割分担の変更に伴い、配分割合を見直すべきと考えているが、都側からは明確な見解が示されず、議論には至らなかった。特別区が児童相談所を設置するにあたって、財源の確保は重要な課題であり、特別区として一体となって協議に臨んでいるものである。このままでは、各区の準備作業にも支障を来し兼ねない。しっかりと受け止めていただき、万全な準備を行えるよう、早期の決着に向けて前向きな対応をお願いしたい。

これらの課題については、制度本来の相互理解と協力関係のもとで、解決が図られるべきものであり、来年度に向けては是非前向きな対応をお願いしたい。

東京オリンピック・パラリンピックの開催準備や、安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、喫緊の課題への対応と合わせて、東京を狙い撃ちした不合理な税制改正等に対抗していくためにも、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、取り組んでいかなければならない。

930万区民の幸せのために、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決に当たっていくことを期待して、第1号から第4号までの協議案を了承する。